戸田市情報公開条例施行規則

平成11年3月30日

規則第12号

改正 平成11年7月12日規則第37号

平成13年3月9日規則第13号

平成17年3月31日規則第18号

平成18年3月31日規則第15号

平成28年3月30日規則第14号

平成29年6月26日規則第29号

平成31年3月29日規則第17号

令和元年7月30日規則第10号

令和3年3月31日規則第18号

令和5年3月31日規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、戸田市情報公開条例(平成11年条例第2号。以下「条例」という。)の施行に関し、市長が管理する行政文書の公開について必要な事項を定めるものとする。

(請求書の提出)

第2条 条例第6条第1項の規定による書面の提出は、情報公開請求書(第1号様式)により行うものとする。

(請求に対する決定等の通知)

- 第3条 条例第12条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の内容に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書により、速やかに行うものとする。
 - (1) 行政文書を公開する旨の決定 情報公開決定通知書(第2号様式)
 - (2) 行政文書の一部を公開する旨の決定 情報部分公開決定通知書(第3号 様式)
 - (3) 行政文書を公開しない旨の決定 情報非公開等(非公開・存否不回答・ 不存在・その他)決定通知書(第4号様式)
- 2 条例第12条第2項の規定による通知は、情報公開決定等期間延長通知書 (第5号様式)により行うものとする。
- 3 条例第12条第4項の規定による通知は、情報公開決定等期間特例延長通

知書(第6号様式)により行うものとする。

(第三者の保護に関する手続)

- 第4条 市長は、条例第13条第1項の規定により第三者から意見を聴くときは意見照会書(条例第13条第1項該当)(第7号様式)により、同条第2項の規定により第三者から意見を聴くときは意見照会書(条例第13条第2項該当)(第8号様式)により、当該第三者に対し、その旨を通知するものとする。ただし、市長は、意見照会書により通知する必要がないと認めるときは、口頭により通知することができる。
- 2 前項の規定による通知を受けた第三者が意見を述べるときは、口頭又は意見回答書(第9号様式)により行うものとする。
- 3 条例第13条第3項の規定による通知は、意見照会結果通知書(第10号 様式)により行うものとする。

(事案の移送に関する手続)

第5条 条例第12条の2の規定による通知は、情報公開請求事案移送通知書 (第11号様式)により行うものとする。

(公開の方法)

- 第6条 条例第14条で定める公開の方法は、次の各号に掲げる行政文書の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。ただし、 当該各号に定める方法により公開することができないときは、市長が適当と 認める方法により行うことができる。
 - (1) 文書及び図画(以下この項及び別表において「文書等」という。) 次に掲げるいずれかの方法
 - ア 閲覧又は写しの交付
 - イ 文書等を用紙に複写したものの内容を情報として記録した光ディスク の交付又は文書等を用紙に複写したものの内容を情報として記録した電 磁的記録の送信(電磁的記録に記録された情報を電子メールにより送信 することをいう。以下この項及び別表において同じ。)。ただし、市長 が使用する電子計算機で利用できる形式のものに限る。
 - (2) 録音テープ、ビデオテープその他音声又は映像が記録された電磁的記録 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴又は複製したものの 交付
 - (3) 電磁的記録(前号に該当するものを除く。) 当該電磁的記録を日本産

業規格A列3番以内の大きさの用紙に出力したものの閲覧若しくは交付、当該出力したものの内容を情報として記録した光ディスクの交付又は当該出力したものの内容を情報として記録した電磁的記録の送信(市長が使用する電子計算機で利用できる形式のものに限る。)であって市長がその保有するプログラムにより行うことができるもの

(行政文書の写しの交付等に要する費用)

- 第7条 条例第15条の規定による行政文書の写し若しくはその複製の作成又 はこれらの送付に要する費用は、別表のとおりとする。
- 2 前項の費用は、前納とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(行政文書の写し等の送付に要する費用の納付の方法)

- 第8条 前条の規定による行政文書の写し等の送付に要する費用の納付は、次に掲げる方法とする。
 - (1) 郵便切手を提出する方法
 - (2) 現金により納付する方法
 - (3) 前2号の他市長が適当と認める方法

(行政文書の任意的な公開の手続)

- 第9条 条例第15条の2の規定による申出は、行政文書の公開の申出書(第12号様式)により行うものとし、公開の手続に当たっては前3条の規定を準用する。
- 2 前項の申出に対する回答は、行政文書の公開の申出に係る回答書(第13号様式)により行うものとする。

(審査請求に係る諮問等)

- 第10条 条例第17条第1項の規定による諮問は、情報公開等決定審査請求 事案諮問書(第14号様式)により行うものとする。
- 2 条例第17条第3項の規定による通知は、諮問をした旨の通知書(第15号様式)により行うものとする。

(実施状況の公表)

第11条 条例第21条第1項の規定による実施状況の公表は、告示又は広報 により行うものとする。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成11年8月1日から施行する。

附 則(平成11年規則第37号)

この規則は、平成11年8月1日から施行する。

附 則(平成13年規則第13号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成17年規則第18号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年規則第15号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成28年規則第14号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年規則第29号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年規則第17号)抄

(施行期日)

1 この規則は、不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成30年法律第33号)附則第1条本文の政令で定める日から施行する。

附 則(令和元年規則第10号)

(施行期日)

1 この規則は、令和元年8月1日から施行する。

(戸田市個人情報保護審査会規則等の廃止)

- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
 - (1) 戸田市個人情報保護審査会規則(平成11年規則第16号)
 - (2) 戸田市個人情報保護運営審議会規則(平成11年規則第17号)

附 則(令和3年規則第18号)抄

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

6 この規則の施行の際、現に印刷されている改正前の様式については、当分 の間、取り繕って使用することができるものとする。

附 則(令和5年規則第14号)

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に印刷されている改正前の第7号様式は、当分の間、取り繕って使用することができるものとする。

別表(第7条関係)

文書等

区分	金額
1 日本産業規格A列3番以内の白黒	1枚 10円
コピー	
2 日本産業規格A列3番を超える大	1枚 30円
きさの白黒コピー	
3 日本産業規格A列3番以内のカラ	1枚 50円
ーコピー	
4 日本産業規格A列3番を超える大	実費相当額
きさのカラーコピー	
5 業務委託により外部に複写等を委	実費相当額
託するもの	
6 文書等を用紙に複写したものの内	次に掲げる額を合算した額
容を情報として記録した光ディスク	(1) 当該複写した文書等1枚につき1
(4.7ギガバイト以下のもの)	から4までに定める複写の区分に応
	じて定める金額を乗じて得た額
	(2) 光ディスク1枚につき100円
7 文書等を用紙に複写したものの内	次に掲げる額を合算した額
容を情報として記録した光ディスク	(1) 当該複写した文書等1枚につき1
(4.7ギガバイトを超えるもの)	から4までに定める複写の区分に応
	じて定める金額を乗じて得た額
	(2) 光ディスク1枚につき実費相当額
8 文書等を用紙に複写したものの内	当該複写した文書等1枚につき1から
容を情報として記録した電磁的記録	4 までに定める複写の区分に応じて定
の送信	める金額を乗じて得た額

9 写し等の送付に要する費用

郵便料の額

電磁的記録

区分	金額
1 日本産業規格A列3番以内の用紙に	1枚 10円
白黒出力	
2 日本産業規格A列3番以内の用紙に	1枚 50円
カラー出力	
3 業務委託により外部に複写等を委	実費相当額
託するもの	
4 録音テープ、ビデオテープ等	実費相当額
5 日本産業規格A列3番以内の大きさ	次に掲げる額を合算した額
の用紙に出力したものの内容を情報	(1) 電磁的記録を出力した当該用紙に
として記録した光ディスク(4.7ギ	1 枚につき 1 及び 2 に定める出力の
ガバイト以下のもの)	区分に応じて定める金額を乗じて得
	た額
	(2) 光ディスク1枚につき100円
6 日本産業規格A列3番以内の大きさ	次に掲げる額を合算した額
の用紙に出力したものの内容を情報	(1) 電磁的記録を出力した当該用紙に
として記録した光ディスク(4.7ギ	1 枚につき 1 及び 2 に定める出力の
ガバイトを超えるのもの)	区分に応じて定める金額を乗じて得
	た額
	(2) 光ディスク 1 枚につき実費相当額
7 日本産業規格A列 3 番以内の大きさ	電磁的記録を出力した当該用紙に1枚
の用紙に複写したものの内容を情報	につき 1 及び 2 に定める出力の区分に
として記録した電磁的記録の送信	応じて定める金額を乗じて得た額
8 その他複写等にかかるもの	実費相当額
9 写し等の送付に要する費用	郵便料の額

第1号様式(第2条	划(条)	
	情報公開請	求 書 年 月 日
(宛先) 戸田市長		
		4
戸田市情報公	開条例第6条第1項の規定により、次のとま	おり行政文書の公開を請求します。
件名又は内容	(公開請求する行政文書が特定できるよ 的に記入してください。)	こう行政文書の名称が行政文書の内容を具体
請求者の区分	□市内に住所を有する者 □市内に事業所又は事業所を有する個 □市内に所在する事務所又は事業所に第 (名称及び所在地 □市内に所在する学校に在学する者 (名称及び所在地 □上記に掲げるもののほか、実施機関が 〔利害関係の内容	
公開方法の区分	□閲覧 □視聴 □写し等の交付(□紙 ※電子メール希望の場合はメールアドレスを以 (メールアドレス:	□光ディスク □電子メール) □郵送希望↓下に記載)
担当部課	名 称 電 話 内線() F A X
受 付	受付番号 受付	年 月 日
回答期限	年 月 日	受付印
備考		

(注)・太線の枠内を記入してください。□のある欄は、該当する□内にレ印を記入してください。

311-311-3	141541	* # A B A C X A D			
		情報公開決定通知書			
			第		号
			年	月	Ħ
	様	義			
		百四走	Œ.	氏 名	印
		γ-μη,	1X	IL A	1-1-1
年		日付けで公開請求のあった行政文書については、次のとおり公	湯す	つること	と決定
しましたので、	,戸田	田市情報公開条例第12条第1項の規定により通知します。			
DF 4 コ 14 r	to etc				
件名又は「	小谷				
0 HH 3- 7 Z-					
公開する行書 の 名					
E 0 41	PP.				
公開方法の	区人				
公開力伝の	△ 刀				
		年 月 日			
公 開 日	時				
		時 分まで			
		場所戸田市役所3階情報公開コーナー			
公 開 場	所	(総務部行政管理課) 住 所 戸田市上戸田1丁目18番1号			
25 1/0 300	121	電話 内線()			
H- 1/4	-tro	名称			
担 当 部	課	電 話 内線() FAX			
		1000			
		円			
	-	[内訳]			
費	用				
備	考				
VH	75				

- (注) 1 行政文書の公開を受けるときは、この通知書を担当者に提示してください。
 - 2 行政文書の公開の当日都合が悪い場合その他不明な点がある場合は、総務部行政管理課まで 連絡してください。
 - 3 行政文書の写し若しくはその複製の作成又はこれらの送付に要する費用は、実費となります。

(表面)

	情報部分公開決定通知書
様	第 号 年 月 日
	戸田市長 氏 名 印
年 月 開することと決定し	日付けで公開請求のあった行政文書については、次のとおり行政文書の一部を公ましたので、戸田市情報公開条例第12条第1項の規定により通知します。
件名又は内容	
公開する行政文 書 の 名 称	
公開方法の区分	
公 開 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで
公 開 場 所	場 所 戸田市役所3階情報公開コーナー (総務部行政管理課) 住 所 戸田市上戸田1丁目18番1号 電 話 内線()
担 当 部 課	名 称 電 話 内線() F A X
公開することが できない部分及び 理由	(根拠)戸田市情報公開条例第 条第 号に該当 (部分) (理由)
※行政文書を公開 することができる ようになる時期	年 月 日以後であれば、請求に係る行政文書の(全部・一部) を公開することができますので、同日以後に改めて公開の請求をしてください。
費用	[内訳]
備考	

(裏面)

- (注) 1 行政文書の公開を受けるときは、この通知書を担当者に提示してください。
 - 2 行政文書の公開の当日都合が悪い場合その他不明な点がある場合は、総務部行政管理課まで 連絡してください。
 - 3 行政文書の写し若しくはその複製の作成又はこれらの送付に要する費用は、実費となります。
 - 4 ※印欄は、当該行政文書の公開をすることができない理由がなくなる時期をあらかじめ明示 することができる場合に記入してあります。
 - この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して

3箇月以内に、戸田市長に対して審査請求をすることができます。 ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この 処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。 また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(審査請求をした場合 は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以外に、 戸田市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において戸田市を代表 する者は、戸田市長です。

ただし、この処分があったことを知った日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する 裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日(審査 請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したとき は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第4分 体 八(第3米)对体	
	情報非公開等(非公開・存否不回答・ 不存在・その他)決定通知書
様	第 号 年 月 日
W.C.	戸田市長 氏名 印
N 355	日付けで公開請求のあった行政文書については、次のとおり公開しないことと決 田市情報公開条例第12条第1項の規定により通知します。
件名又は内容	
行政文書の名称	
公開することが できない理由	□ 非公開 □ 存否不回答 □ 不存在 □ その他 (根拠) 戸田市情報公開条例第 条第 号に該当 (理由)
※行政文書を公開 することができる ようになる時期	年 月 日以後であれば、請求に係る行政文書の(全部・一部) を公開することができますので、同日以後に改めて公開の請求をしてください。
担 当 部 課	名 称 電 話 内線() F A X
備考	

- (注) 1 ※印欄は、当該行政文書の公開をすることができない理由がなくなる時期をあらかじめ明示 することができる場合に記入してあります。
 - 2 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して

3箇月以内に、戸田市長に対して審査請求をすることができます。 ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この 処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。 また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(審査請求をした場合 は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、 戸田市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において戸田市を代表 する者は、戸田市長です。

ただし、この処分があったことを知った日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する 裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日(審査 請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したとき は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

	情報公開決定等	穿期間延長通	知書			
134					第 年 月	号 日
様						
				戸田市	長 氏 名	印
	日付けで公開請求のあった行 のとおり決定する期間を延長 、通知します。					
件名又は内容						
公開方法の区分						
公開請求に対する 決定に係る延長日 数	日(公開決定等期限	年	月	日)		
延長する理由						
担 当 部 課	名 称 電 話 F A X				内線()
備考						

弗0万体式(弗3采舆馀	J.			
	情報公開決定等期間特例延長通知書			
様		第年		号 日
935	戸田市長	氏	名	印
	日付けで公開請求のあった行政文書については、戸田市情報公覧のとおり決定する期間を延長したので通知します。	開条	列第1	2条第4
件名又は内容				
条例第12条第4項 を適用する理由				
残りの行政文書に ついて、公開決定 等をする期限	(年 月 日までに可能な部分について公開決定等を行い、を ては、次に掲載する期限までに公開決定等を行う予定です。) 年 月 日		9部分	かについ
担当部課	名称 電話 FAX	()
備考				

意見照会書(条例第13条第1項該当)

第 号 年 月 日

様

戸田市長 氏 名 印

戸田市情報公開条例第6条第1項の規定により、公開請求があった行政文書に、あなたに関する情報 が記録されています。

つきましては、同条例第13条第1項の規定により、当該行政文書を公開することについて、あなた のご意見をお聴きしたいので、通知いたします。 なお、意見書を提出される場合は、同封した「意見回答書」によりご回答をお願いします。

件名及び記録されているあなたの情報の内容	(件名) (内容)					
公 開 請 求 日		年	月	Ħ		
送 付 先 (担当部課)	名 称 住 所 電 話 F A X				内線()
提出期限		年	月	Ħ		
備考						

- (注) 1 この意見聴取は、戸田市長が適正な判断を行うための参考とするものであり、公開について の拒否権を与えるものではありません。
 - 2 期限までに回答のない場合は、戸田市情報公開条例の趣旨に沿って公開又は公開しない決定 をします。

意見照会書(条例第13条第2項該当)

第 号 年 月 日

様

戸田市長 氏 名 印

戸田市情報公開条例第6条第1項の規定により、公開請求があった行政文書に、あなたに関する情報 が記録されています。

つきましては、同条例第13条第2項の規定により、当該行政文書を公開することについて、あなた のご意見をお聴きしたいので、通知いたします。 なお、意見書を提出される場合は、同封した「意見回答書」によりご回答をお願いします。

件名及び記録され ているあなたの情 報の内容	(件名)					
公開請求日	年	月	Ħ			
条例第13条第2項 第1号又は第2号の 規定の適用区分及 び そ の 理 由	適用区分 □第1号 (適用理由)	□第2号				
送 付 先 (担当部課)	名 称 住 所 電 話 F A X				内線()
提出期限	年	月	日()		
備考						

- (注) 1 この意見聴取は、戸田市長が適正な判断を行うための参考とするものであり、公開について の拒否権を与えるものではありません。
 - 2 期限までに回答のない場合は、戸田市情報公開条例の趣旨に沿って公開又は公開しない決定 をします。

かりないのかまれ	SDK/
(宛先) 戸田市長	意見回答書 年月日
年月	住 所 氏 名 電 話 法人その他の団体にあっては、名称、事務 所又は事業所の所在地及び代表者の氏名 日付けで照会のあったことについて、次のとおり回答します。
件名又及び情報 の内容	
意 見 ※公開されるこ とにより不とがることなることである。 とこるの内は、そのでは、 できる記入してく ださい。	□情報公開されることについて支障がない。 □情報公開されることについて支障がある。 (1) 支障(不利益)がある部分 (2) 支障(不利益)の具体的理由
備考	

2002 3 Mars 4 (200 22) 4 (200 2	44.75°	_
	意見照会結果通知書	
様	第 号 年 月 日	
27.5		
	戸田市長 氏 名 即	
年 月 請求については、次 知します。	日に意見を聴取しましたあなたに関する情報が記録されている行政文書の公開 のとおりに公開決定したので、戸田市情報公開条例第13条第3項の規定により通	200000
件名及び記録されているあなたの情報の内容		
	□ 公 開 □ 部分公開 □ 時限公開(公開できる時期 年 月 日以後) (決定理由)	
公開決定の内容	((人在美田)	
公開の実施日	年 月 日	
担 当 部 課	名 称 電 話 内線() F A X	
備考		
(注) この加分に	 ついて不服がある場合は この処分があったことを知った日の翌日から起覧して	_

在)この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起身して 3箇月以内に、戸田市長に対して審査請求をすることができます。 ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処 分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。 また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、戸田市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において戸田市を代表

する者は、戸田市長です。 ただし、この処分があったことを知った日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁 決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日(審査請求 をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処 分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

214 3 July 4 (214-214D4)	PLOS	
	情報公開請求事案移送通知書	
様		月 日
	戸田市長 氏	名 印
	けで請求のあった情報公開請求の事案については、戸田市情報公開条例 でのとおり移送したので通知します。なお、情報公開決定等は、以下の かれます。	
情報公開請求の 件名 又 は 内 容		
移送をした日	年 月 日	
移送理由		
移 送 先 の 実 施 機 関	名 称 担当部課 電 話 内線() F A X	

弗12万惊八(弗9宋	V DSI NIV	
	行政文書の公開の申出書	
	年 月	I H
(宛先) 戸田市長		
	請求者 住 所 氏 名 電 話 法人その他の団体にあっては、名称、事事業所の所在地及び代表者の氏名	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
戸田市情報公園	開条例第15条の2の規定により、次のとおり行政文書の公開を申出します	o
件名又は内容	(行政文書が特定できるよう行政文書の名称が行政文書の内容を具体的 ください。)	に記入して
公開方法の区分	□閲覧 □視聴 □写し等の交付(□紙 □光ディスク □電子メール) ※電子メール希望の場合はメールアドレスを以下に記載 (メールアドレス:	□郵送希望
担当部課	名 称 電 話 内線() F A X	
受 付	受付番号 受付日 年	月 日
備考	受付印	

(注) 太線の枠内を記入してください。

第13号様式(第9条関係)

为13万秋天(为3米民)	West,
	行政文書の公開の申出に係る回答書
枸	第 号 年 月 日
	戸田市長 氏名 印
	月 日付けで公開申出のあった行政文書について、次のとおり(□公開する、□公開しない、□その他に該当する)こととしましたので回答します。
件名又は内容	
公開する行政文書の名称	
公開方法の区分	
公 開 日 時	年 月 日 () 時 分から 時 分まで
公 開 場 所	電話 内線()
担 当 部 課	名 称 電 話 内線() F A X
	н
費用	[内訳]
備考	

- (注) 1 行政文書の公開を受けるときは、この回答書を担当者に提示してください。
 - 2 行政文書の公開の当日都合が悪い場合その他不明な点がある場合は、総務部行政管理課まで 連絡してください。
 - 3 行政文書の写し若しくはその複製の作成又はこれらの送付に要する費用は、実費となります。
 - 4 一部を公開する又は公開しない場合であっても、戸田市情報公開条例第15条の2の規定による行政文書の任意公開制度のため審査請求は認められません。

情報公開決定等審查請求事案諮問書			
戸田市情報公開・個人情報保護審査会会長 様	第年	月	号 日
戸田正	市長 氏	名	印
年 月 日付けで行った公開決定等に対し、 年 月 法第2条の規定による審査請求がありましたので、戸田市情報公開条例第17条第 します。			
諮 問 内 容			
名 称 担 当 部 課 電 話 F A X	内線	()

- (注) 添付書類 1 審査請求書の写し
 - 2 審査請求書の添付書類の写し
 - 3 情報公開請求書の写し
 - 4 情報部分公開決定通知書又は情報非公開等(非公開・存否不回答・不存在・その他)決定通知書の写し
 - 5 その他必要な書類

第 号 年 月 日

諮問をした旨の通知書

様

戸田市長 氏名即

年 月 日付けの戸田市長に対する審査請求について、下記のとおり戸田市情報 公開・個人情報保護審査会に諮問したので、戸田市情報公開条例施行規則第10条第2項の規 定により通知します。

記

審査請求に係る情報公 開請求の件名又は内容			
審査請求に係る情報公 開決定等			
審查請求	(1) 審査請求日(2) 審査請求の趣旨		
諮問日・諮問番号	年 月 日 · 諮問 号		
担当部課	名 称 電 話 F A X	内線()

- (注)1 「審査請求に係る情報公開決定等」の欄については、情報公開決定等の日付・記号番号、情報公開決定等をした者、情報公開決定等の種類(部分公開決定、非公開決定等)を記載する。
 - 2 「諮問日・諮問番号」の欄は、戸田市情報公開・個人情報保護審査会が付す番号である。

- 第1号様式(第2条関係)
- 第2号様式(第3条関係)
- 第3号様式(第3条関係)
- 第4号様式(第3条関係)
- 第5号様式(第3条関係)
- 第6号様式(第3条関係)
- 第7号様式(第4条関係)
- 第8号様式(第4条関係)
- 第9号様式(第4条関係)
- 第10号様式(第4条関係)
- 第11号様式(第5条関係)
- 第12号様式(第9条関係)
- 第13号様式(第9条関係)
- 第14号様式(第10条関係)
- 第15号様式(第10条関係)